

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

1 概況

平成17年の女性労働力人口は2,750万人で、2年連続で増加した（前年差13万人増、前年比0.5%増）。また、男性は3,901万人で前年に比べ4万人の減（前年比0.1%減）と、平成10年から8年連続の減少となっている。労働力人口総数に占める女性の割合は41.4%と3年連続で上昇した。また、女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、48.4%（男性73.3%）と前年より0.1%ポイント上昇した。

女性雇用者数は2,229万人となり、3年連続で増加した（前年差26万人増、前年比1.2%増）。男性雇用者数は3,164万人で前年より12万人の増加（前年比0.4%増）となり、雇用者総数に占める女性の割合は前年からさらに0.2%ポイント上昇し、41.3%になった。

女性雇用者は産業別には、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」、「卸売・小売業」等で、また、職業別には、「事務従事者」、「専門的・技術的職業従事者」、「保安・サービス職業従事者」、「販売従事者」等で増加した。

女性の完全失業者数は116万人（前年差5万人減）、完全失業率は4.2%（同0.2%ポイント低下）といずれも3年連続の減少、低下であった。

平成17年における女性の一般労働者のきまって支給する現金給与額は、23万9,000円（前年比1.1%減）となった。

平成17年の規模5人以上事業所における女性常用労働者の1人平均月間総実労働時間は130.9時間（前年差0.9時間減）、うち所定内労働時間は125.6時間（同1.1時間減）であった。

平成17年版 働く女性の実情

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(1) 労働力人口

1) 女性の労働力人口は2年連続で増加

総務省統計局「労働力調査」によると、平成17年の女性の労働力人口は2年連続で増加し（前年差13万人増、前年比0.5%増）、2,750万人であった。

労働力人口のうち、完全失業者は116万人で、3年連続の減少（同5万人減）となり、就業者は2,633万人で3年連続の増加（同17万人増）であった。

男性の労働力人口は3,901万人で、前年に比べ4万人の減（前年比0.1%減）と、平成10年から8年連続の減少となっている。労働力人口総数に占める女性の割合は3年連続で上昇し、41.4%となった（付表1、6、8）。

平成17年版 働く女性の実情

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(1) 労働力人口

2) 女性の労働力率は8年ぶりに上昇

平成17年の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、48.4%と前年より0.1%ポイント上昇した。その一方、男性の労働力率は、73.3%で8年連続で低下（前年差0.1%ポイント低下）した（付表1）。

なお、女性の15～64歳人口は4,215万人（前年差25万人減）、労働力人口は2,563万人（前年差11万人増）であり、労働力率は60.8%と、前年（60.2%）に比べ0.6%ポイントの上昇となった。また、男性の15～64歳層については、その労働力率は84.4%と、前年（84.3%）に比べ0.1%ポイント上昇した。

平成17年版 働く女性の実情

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(1) 労働力人口

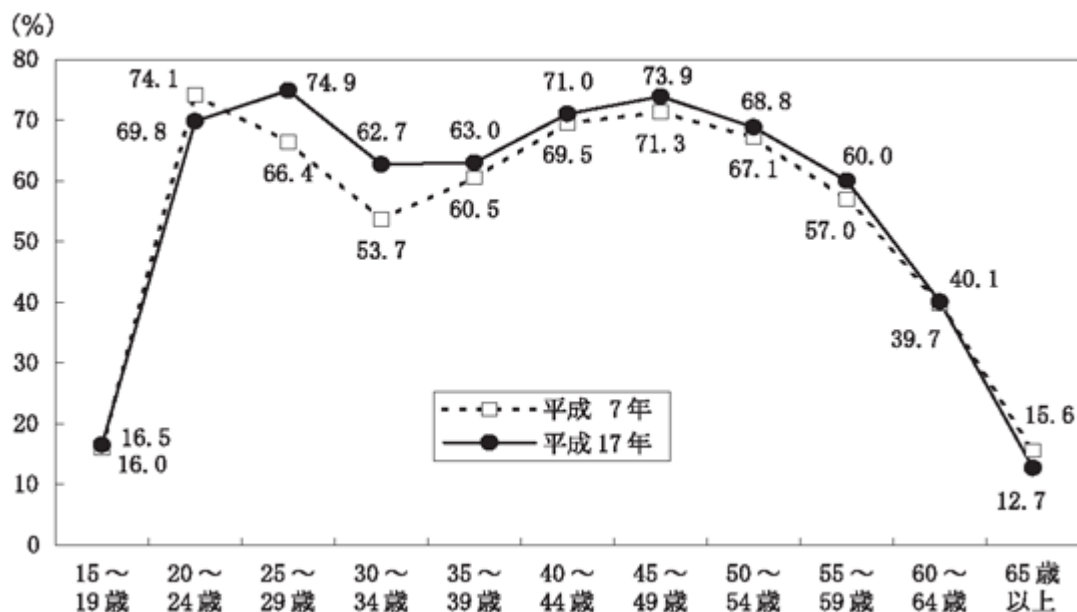
3) 女性のM字型カーブのボトムは1.3%ポイント上昇し

62.7%

女性の労働力率を年齢階級別にみると、25～29歳層（74.9%）と45～49歳層（73.9%）を左右のピークとし、30～34歳層（62.7%）をボトムとするM字型カーブを描いている（図表1-1）。前年と比べ労働力率が最も上昇したのはボトムの30～34歳層であった（前年差1.3%ポイント上昇）（付表2）。

図表1-1 女性の年齢階級別労働力率

図表1-1 女性の年齢階級別労働力率



平成17年版 働く女性の実情

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(1) 労働力人口

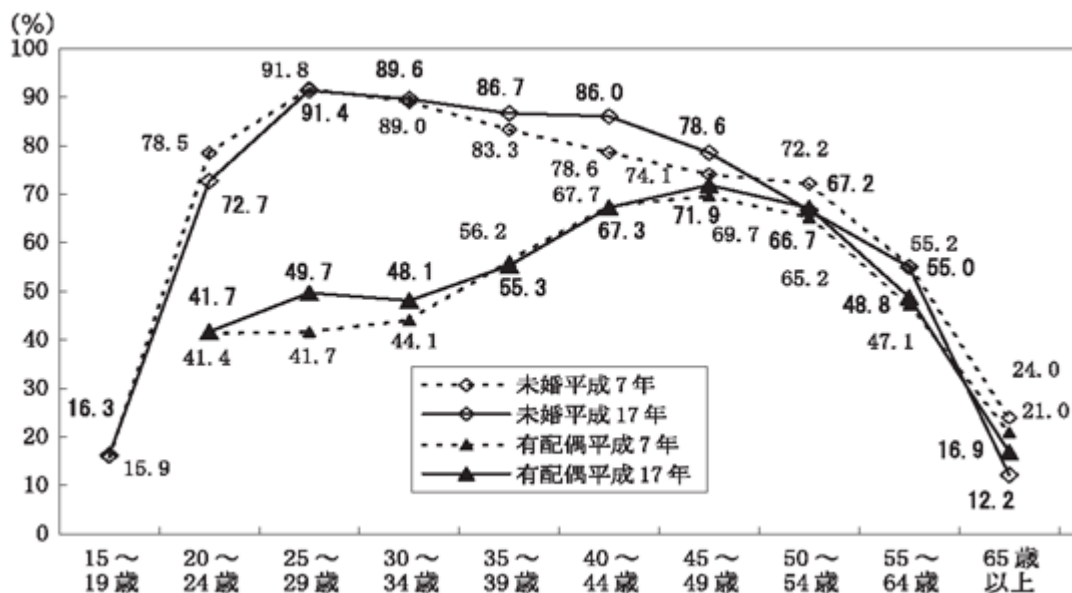
4) 未婚者の労働力率は3年連続で上昇

配偶関係別に女性の労働力率をみると、未婚では63.0%、有配偶では48.7%、死別・離別では29.4%となっている。未婚の労働力率は3年連続で上昇し（前年差0.7%ポイント上昇）、有配偶については8年ぶりに上昇（同0.2%ポイント上昇）した（付表3）。

年齢階級別にみた未婚者の労働力率を10年前（平成7年）と比較すると、30～49歳層で労働力率が上昇しており、特にその上昇が著しいのは40～44歳層となっている。一方、有配偶では、35～39歳層、40～44歳層、65歳以上層で労働力率が低下し、25～29歳層、30～34歳層等で労働力率が上昇しており、特に25～29歳層の上昇は著しい。平成7年と17年の年齢階級別労働力率の変化について未既婚比率変化要因と労働力率変化要因に分解すると、25～29歳層における労働力率自体の変化要因は約4割、30～34歳層においては3割程度となっている（図表1-2、1-3、付表4）。

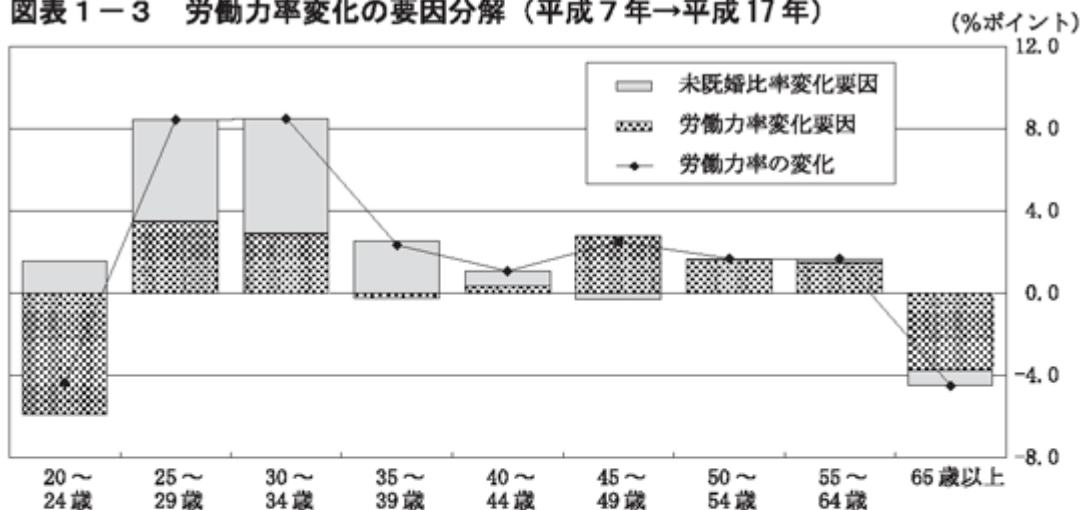
図表1-2 女性の配偶関係、年齢階級別労働力率

図表1-2 女性の配偶関係、年齢階級別労働力率



図表1-3 労働力率変化の要因分解（平成7年→平成17年）

図表 1-3 労働力率変化の要因分解 (平成7年→平成17年)



資料出所：総務省統計局「労働力調査」より厚生労働省雇用均等・児童家庭局試算

(注) 要因分解については以下のとおり。

$$\alpha = \frac{\sum N_i \alpha_i}{\bar{N}} \text{ より}$$

$$\Delta \alpha = \underbrace{\frac{\sum (N_i + \frac{\Delta N_i}{2}) \Delta \alpha_i}{\bar{N} + \Delta \bar{N}}}_{\text{労働力率変化効果}} + \underbrace{\frac{\sum (\alpha_i + \frac{\Delta \alpha_i}{2}) \Delta N_i - \bar{\alpha} \Delta \bar{N}}{\bar{N} + \Delta \bar{N}}}_{\text{未既婚人口構成変化効果}}$$

N: 15歳以上人口 α: 労働力率

(\square は未既婚計、添字 i は未既婚別を表す)

平成17年版 働く女性の実情

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(1) 労働力人口

5) 女性の非労働力人口は14年ぶりに減少

平成17年には女性の非労働力人口は2,929万人となり、14年ぶりに減少した（前年差1万人減）。非労働力人口を主な活動状態別にみると、主に家事をしていた者は1,681万人（非労働力人口に占める割合57.4%）、通学者は346万人（同11.8%）、その他は902万人（同30.8%）となっている。家事は9万人減少（前年比0.5%減）、通学は12万人減少（同3.4%減）、その他は20万人増加（同2.3%増）であった（付表5）。

平成17年版 働く女性の実情

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(2) 就業者及び完全失業者

1) 女性の就業者数は3年連続で増加、男性就業者は8年ぶりに増加

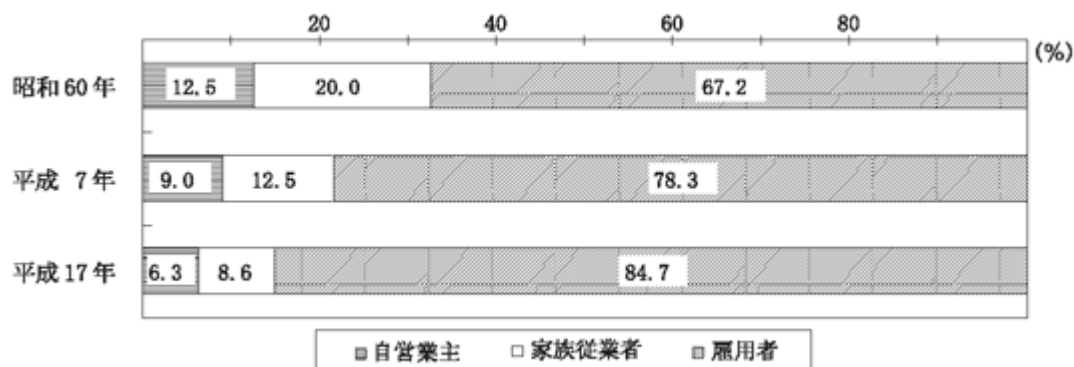
総務省統計局「労働力調査」によると、平成17年の女性の就業者数は2,633万人で、3年連続で増加した（前年差17万人増、前年比0.6%増）。15歳以上人口に占める就業者の割合は46.3%となっている。

男性の就業者数は、3,723万人となり、前年と比べて10万人増加（同0.3%増）しており、8年ぶりに増加となっている。

女性の就業者を従業上の地位別にみると、雇用者が2,229万人（女性の就業者総数に占める割合は84.7%）、家族従業者が226万人（同8.6%）、自営業主が166万人（同6.3%）であった。雇用者は、前年に比べ26万人増加（前年比1.2%増）した。家族従業者（前年差6万人減、前年比2.6%減）、自営業主（同3万人減、同1.8%減）ともに減少傾向が続いており、この結果、就業者に占める雇用者の割合は引き続き上昇している（付表6、7、図表1-4）。

図表1-4 従業上の地位別女性就業者の割合

図表1-4 従業上の地位別女性就業者の割合



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

平成17年版 働く女性の実情

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

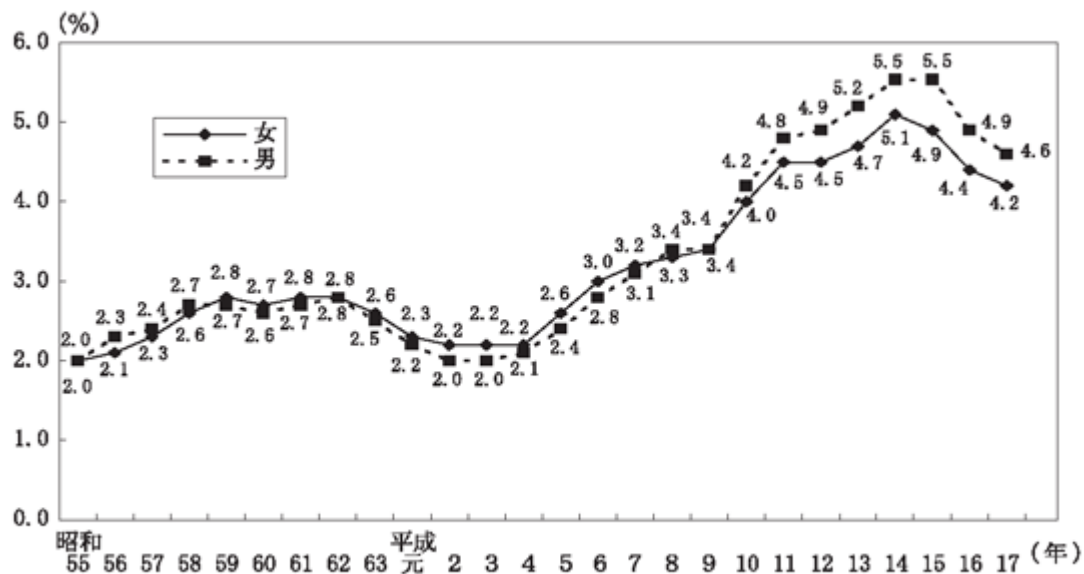
(2) 就業者及び完全失業者

2) 完全失業者数は男女ともに3年連続で低下

平成17年の女性完全失業者数は116万人（前年差5万人減）で、男性178万人（同14万人減）とともに3年連続で減少した。平成17年の女性の完全失業率は前年より0.2%ポイント低下し4.2%であった（男性4.6%）（付表8、図表1-5）。

図表1-5 完全失業率の推移

図表1-5 完全失業率の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

なお、年齢階級別に男女の完全失業率を比較すると、60～64歳層で男性が女性を3.4%ポイント上回り最も男女の差が大きくなっている。一方、30～34歳層では2.1%ポイント、35～39歳層では1.0%ポイント、女性が男性を上回っている（図表1-6、1-7）。

図表1-6 年齢階級別完全失業率

図表 1-6 年齢階級別完全失業率

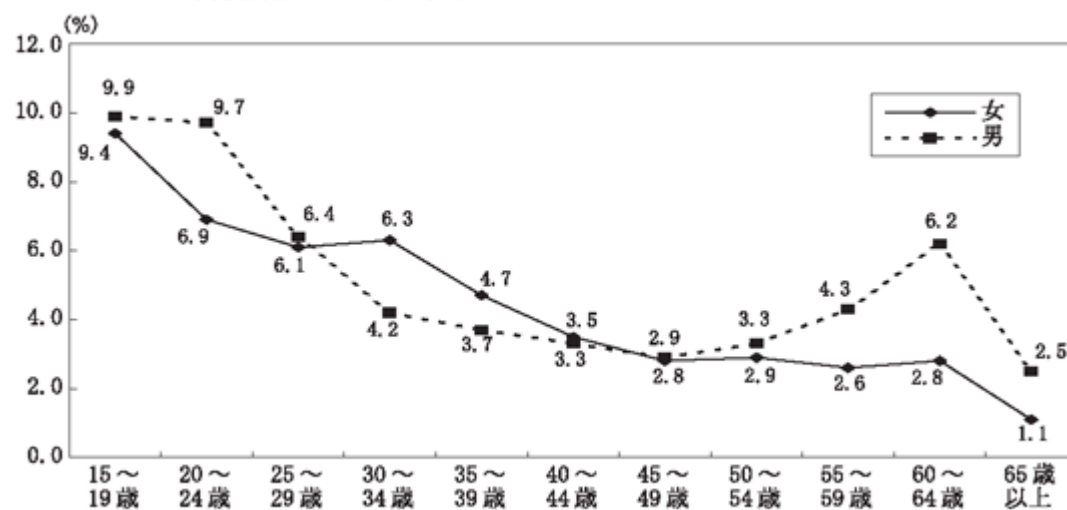
(%)

		計	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
女	平成16年	4.4	11.1	7.7	5.9	5.7	5.2	3.6	3.1	3.1	2.8	3.4	1.1
	平成17年	4.2	9.4	6.9	6.1	6.3	4.7	3.5	2.8	2.9	2.6	2.8	1.1
	前年差	-0.2	-1.7	-0.8	0.2	0.6	-0.5	-0.1	-0.3	-0.2	-0.2	-0.6	0.0
男	平成16年	4.9	12.3	10.3	6.9	4.6	3.8	3.4	3.1	3.8	4.1	7.1	2.6
	平成17年	4.6	9.9	9.7	6.4	4.2	3.7	3.3	2.9	3.3	4.3	6.2	2.5
	前年差	-0.3	-2.4	-0.6	-0.5	-0.4	-0.1	-0.1	-0.2	-0.5	0.2	-0.9	-0.1
平成17年の男女差(女-男)		-0.4	-0.5	-2.8	-0.3	2.1	1.0	0.2	-0.1	-0.4	-1.7	-3.4	-1.4

資料出所：総務省統計局「労働力調査」

図表 1-7 年齢階級別完全失業率

図表 1-7 年齢階級別完全失業率



資料出所：総務省統計局「労働力調査」(平成17年)

平成17年版 働く女性の実情

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

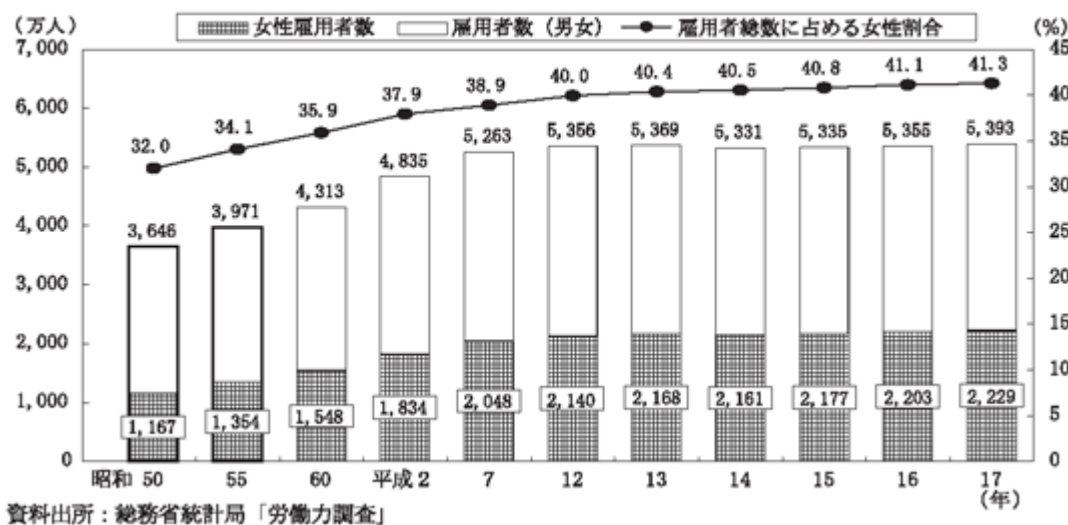
(3) 雇用者

1) 雇用者総数に占める女性の割合はさらに上昇

総務省統計局「労働力調査」によると、平成17年の女性雇用者数は2,229万人となり、前年に比べ26万人の増加（前年比1.2%増）と、3年連続で増加した。男性の雇用者数は3,164万人で前年より12万人の増加（同0.4%増）であった。この結果、雇用者総数に占める女性の割合は前年からさらに0.2%ポイント上昇し、41.3%になった（図表1-8、付表6、12）。

図表1-8 雇用者数の推移

図表1-8 雇用者数の推移



また、非農林業の女性雇用者のうち週間就業時間が35時間以上の者は前年に比べ1万人減少し1,284万人となり、35時間未満の者は前年に比べ25万人増加し882万人となった。非農林業の男性雇用者についても週間就業時間が35時間以上の者は前年に比べ9万人増加し2,717万人となり、35時間未満の者については前年より4万人増加し、384万人であった（付表73）。

平成17年版 働く女性の実情

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(3) 雇用者

2) 女性雇用者に占める構成比の上昇は30歳台と50～64歳層で大きい

平成17年の女性雇用者数を年齢階級別にみると、最も多いのは25～29歳層で283万人（女性雇用者総数に占める割合12.7%）で、次いで30～34歳層の264万人（同11.8%）となっている（付表10）。

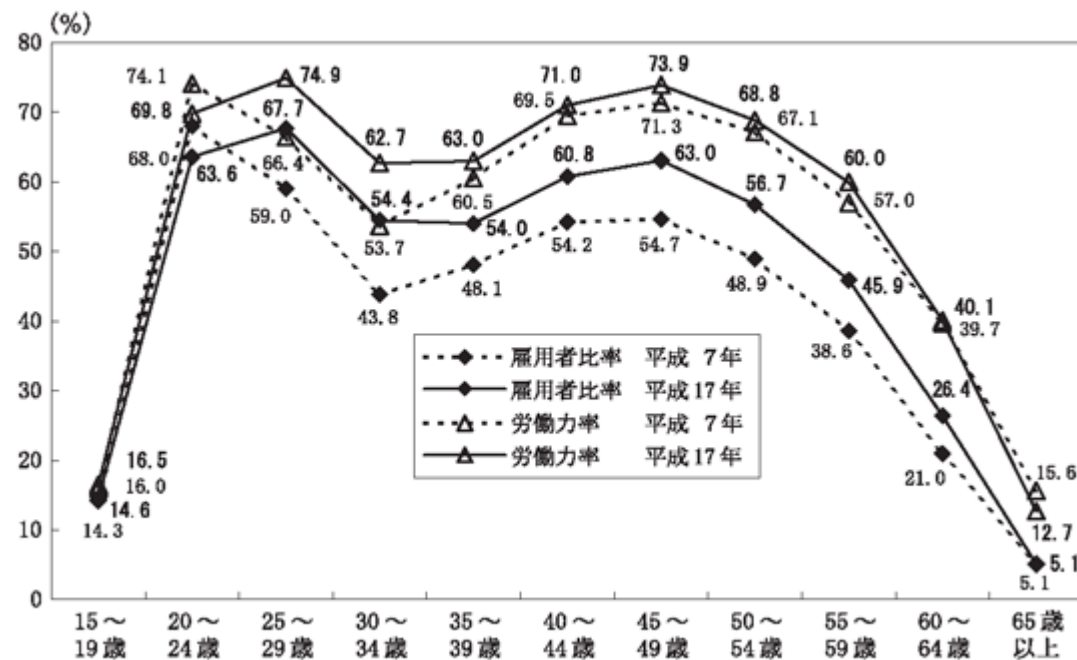
構成比をみると平成16年との比較で上昇しているのは35～39歳層（0.2%ポイント）、40～44歳層（0.2%ポイント）、55～59歳層（0.6%ポイント）等であるが、10年前との比較で上昇しているのは30～39歳層と50歳以上層であり、上昇幅が大きい順に30～34歳層（3.3%ポイント）、55～59歳層（2.9%ポイント）、35～39歳層（1.4%ポイント）、60～64歳層（1.2%ポイント）となっている。

一方、男性雇用者数を年齢階級別にみると、最も多いのは30～34歳層で424万人（男性雇用者総数に占める割合13.4%）で、35～39歳層の373万人（同11.8%）、55～59歳層の370万人（同11.7%）と続いている。

なお、年齢階級別に女性の当該年齢人口に占める雇用者比率をみると、労働力率と同様のM字型カーブを描いており、若年層ほど労働力率との差が小さく、中高年層では若干大きくなっている。10年前と比較すると20～24歳層及び65歳以上層を除いて、雇用者比率は上昇している（図表1-9、付表10）。

図表1-9 女性の年齢階級別雇用者比率

図表1-9 女性の年齢階級別雇用者比率



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

平成17年版 働く女性の実情

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(3) 雇用者

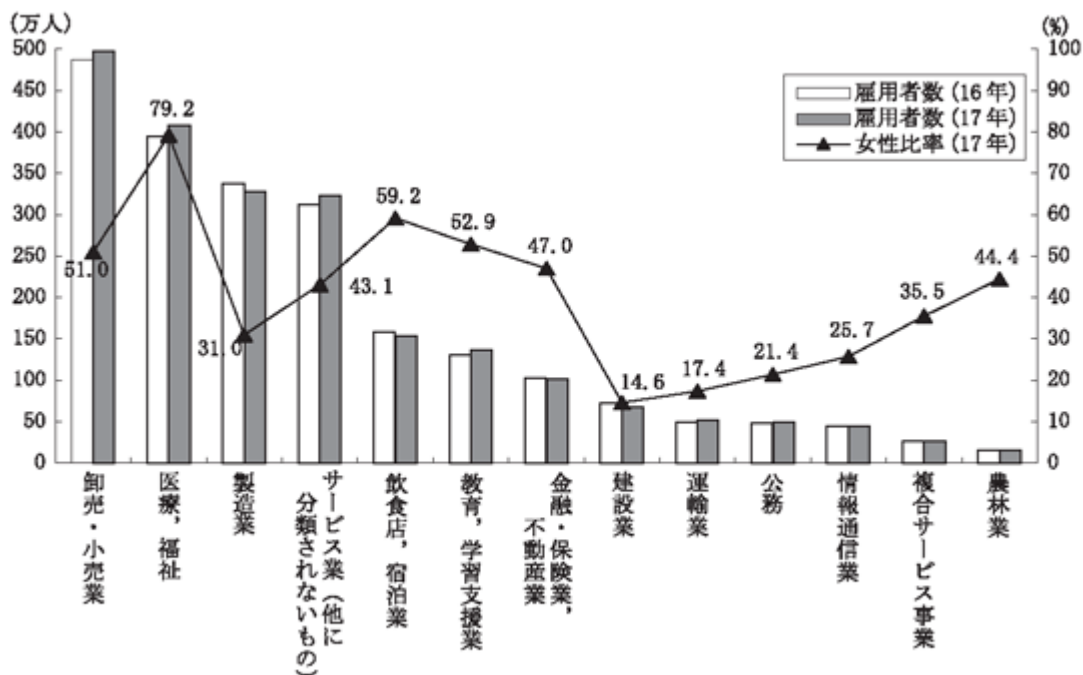
3) 産業別女性雇用者数の増加幅が最も大きいのは「医療、福祉」

平成17年の女性の雇用者数を産業別にみると、「卸売・小売業」が497万人（女性雇用者総数に占める割合22.3%）と最も多く、次いで「医療、福祉」が408万人（同18.3%）、「製造業」が328万人（同14.7%）、「サービス業（他に分類されないもの）」が323万人（同14.5%）となっており、これら4業種で女性雇用者の69.8%を占めている。前年と比較して増加幅が大きかったのは、「医療、福祉」（前年差13万人増、前年比3.3%増）、「サービス業（他に分類されないもの）」（同11万人増、同3.5%増）、「卸売・小売業」（同10万人増、同2.1%増）等で、逆に減少幅が大きかったのは、「製造業」（同10万人減、同3.0%減）であった。

産業別の女性比率（雇用者総数に占める女性の割合）が高いのは、「医療、福祉」で79.2%、これに、「飲食店、宿泊業」の59.2%、「教育、学習支援業」の52.9%が続いている（図表1-10、付表11、12）。

図表1-10 産業別女性雇用者数及び女性比率

図表1-10 産業別女性雇用者数及び女性比率



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

平成17年版 働く女性の実情

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(3) 雇用者

4) 販売従事者数は4年ぶりに増加

平成17年の女性雇用者数を職業別にみると、「事務従事者」が717万人（女性雇用者総数に占める割合32.2%）と最も多く、次いで、「専門的・技術的職業従事者」が393万人（同17.6%）、「保安・サービス職業従事者」が355万人（同15.9%）、「製造・制作・機械運転及び建設作業員」が284万人（同12.7%）、「販売従事者」が275万人（同12.3%）となっている。前年に比べ、「販売従事者」は4年ぶりに増加し（前年差7万人増、前年比2.6%増）、「保安・サービス職業従事者」及び「専門的・技術的職業従事者」もそれぞれ10万人（前年比2.9%増）、5万人（同1.3%増）増加した。一方、「製造・制作・機械運転及び建設作業員」は8年連続で減少した（前年差6万人減、前年比2.1%減）。職業別の女性比率（雇用者総数に占める女性の割合）をみると、「保安・サービス職業従事者」が上昇傾向にある（付表13）。

平成17年版 働く女性の実情

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(3) 雇用者

5) 500人以上規模企業の女性雇用者数は3年連続で増加

平成17年の非農林業女性雇用者数を企業規模別にみると、「1～29人」規模が725万人（非農林業女性雇用者に占める割合32.8%）、「30～99人」規模が379万人（同17.1%）、「100～499人」規模が407万人（同18.4%）、「500人以上」規模が470万人（同21.2%）となっており、特に「500人以上」規模は前年に比べて22万人(前年比4.9%増)と最も増加している（付表14）。

なお、企業規模100人未満の企業で雇用される女性雇用者の割合は、49.9%とほぼ過半数を占め、男性の45.2%に比べ小規模企業での雇用者が多い。

平成17年版 働く女性の実情

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(3) 雇用者

6) 女性常用雇用は1,720万人と3年連続増加

平成17年の非農林業女性雇用者数を雇用形態別にみると、常雇（常用雇用）が1,720万人（非農林業女性雇用者総数に占める割合77.7%）、臨時雇が434万人（同19.6%）、日雇が59万人（同2.7%）となっている。前年に比べ常雇は18万人の増加となっており、3年連続の増加となった（付表15）。

平成17年版 働く女性の実情

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(3) 雇用者

7) 有配偶者女性雇用者数は6年連続で増加

平成17年の非農林業女性雇用者数を配偶関係別にみると、有配偶者は1,258万人（非農林業女性雇用者総数に占める割合56.8%）、未婚者は719万人（同32.5%）、死別・離別者は228万人（同10.3%）となっており、有配偶女性雇用者数は6年連続で増加している（付表16）。

平成17年版 働く女性の実情

1 働く女性の状況

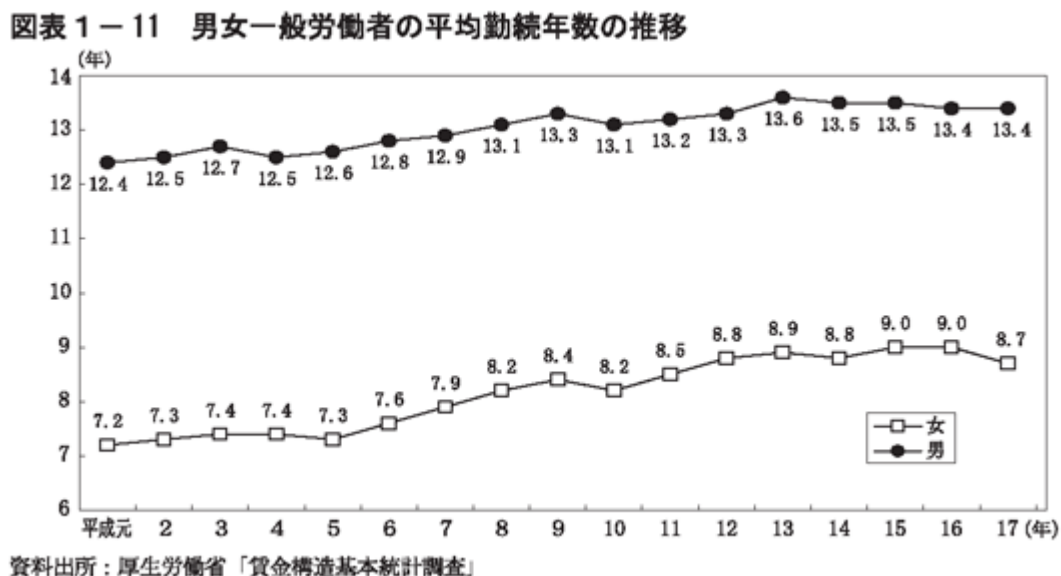
2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(3) 雇用者

8) 女性一般労働者の平均勤続年数8.7年

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によると、平成17年の女性一般労働者（短時間労働者を除く）の平均勤続年数は、8.7年（前年9.0年）、男性は前年同様13.4年であった。（図表1-11、付表22）。

図表1-11 男女一般労働者の平均勤続年数の推移

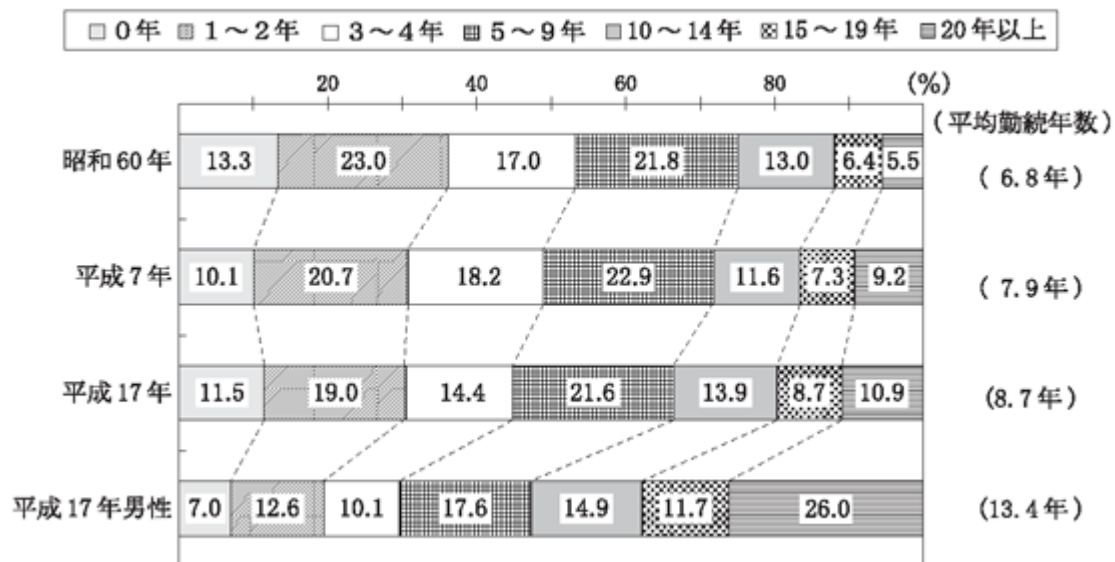


女性一般労働者を勤続年数階級別にみると、勤続10年以上の者の割合は33.5%と、前年より2.1%ポイント低下した。10年前（平成7年28.1%）と比較すると、勤続10年以上の者の割合は5.4%ポイント上昇し、3人に1人程度は10年以上の勤続者となっている（図表1-12、付表24）。

なお、平成17年の女性一般労働者の平均年齢は38.7歳（男性41.6歳）で前年より0.4歳（同0.3歳）高くなった。10年前と比較すると、2.2歳（同1.5歳）高くなっている（付表22）。

図表1-12 勤続年数階級別女性一般労働者構成比の推移

図表 1 - 12 勤続年数階級別女性一般労働者構成比の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

3 労働市場の状況

(1) 求人・求職状況

新規学卒及びパートタイムを除く一般労働市場の動きを厚生労働省「職業安定業務統計」によりみると、平成17年の新規求人数（男女計）は、月平均56万5,207人で、前年に比べ4万6,483人の増加（前年比9.0%増）となった。

新規求職者数（男女計）は43万1,594人で、前年比8.0%減となった。

新規求人倍率は1.31倍で前年の1.11倍から0.2ポイント上昇した。また、有効求人倍率は0.84倍となり、前年（0.69倍）より0.15ポイント上昇している（付表26）。

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

3 労働市場の状況

(2) 入職・離職状況

1) パートタイム労働者の入職者数、離職者数は男女とも増加

厚生労働省「雇用動向調査」によると、平成16年の女性の入職者数（一般及びパートタイム労働者計）は332万3,800人（前年差17万4,400人増、前年比5.5%増）、離職者数は349万2,800人（同11万5,200人増、同3.4%増）と、入職者は2年連続で増加し、離職者は2年ぶりに増加に転じた。

これを就業形態別にみると、一般労働者は、入職者数161万9,000人（前年比6.5%増）、離職者数182万1,900人（同5.4%増）と、前年に比べ入職者数、離職者数は共に増加した。他方、パートタイム労働者においても、入職者数170万4,800人（同4.6%増）、離職者数167万900人（同1.3%増）と、前年に比べ入職者数、離職者数は共に増加した。このように一般労働者、パートタイム労働者への入職者数はいずれも増加したが、前年と同様、パートタイム労働者への入職者が一般労働者を上回る結果となった。なお、男性についてもパートタイム労働者は入職者数、離職者数も増加している（付表27）。

平成17年版 働く女性の実情

1 働く女性の状況

3 労働市場の状況

(2) 入職・離職状況

2) 未就業者から一般労働者への入職者割合は3年ぶりに低下

女性の入職者に占める割合を職歴別にみると、一般労働者の未就業者からの入職者割合は38.8%（前年44.3%）で、そのうち、一般未就業者（当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者で新規学卒者以外の者）からの入職者の割合は18.9%（同20.9%）、新規学卒者からの入職者の割合は19.9%（同23.4%）、転職入職者は61.2%（同55.7%）となっている。一般労働者への未就業者からの入職者割合は3年ぶりに低下し、転職入職者の割合は3年ぶりに上昇した（付表29）。

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

3 労働市場の状況

(3) 新規学卒者の就職状況

1) 大卒女性就職率は2年連続で男性を上回る

高校新卒者の就職状況を厚生労働省「高校新卒者就職内定状況等調査」によりみると、平成17年3月卒業者の就職率は97.2%と前年の95.9%を1.3%ポイント上回った。男女別では、女性が96.2%（前年94.9%）と男性の98.0%（同96.8%）より1.8%ポイント低くなっているが、前年の男女の格差(1.9%ポイント)に比べ、その差は0.1%ポイント縮小した。また平成18年3月卒業予定者の就職内定率（平成18年1月末現在）は85.3%で、女性が80.7%、男性が89.0%と、女性の方が8.3%ポイント低くなっている（付表31）。

次に大学新卒者の就職状況について厚生労働省・文部科学省「大学等卒業予定者就職内定状況等調査」からみると、平成17年3月卒業者の就職率（平成17年4月1日現在）も高校新卒者と同様前年（93.1%）を上回り、93.5%（前年差0.4%ポイント上昇）であった。男女別では、女性が93.8%（前年93.2%）と男性の93.3%（同93.0%）と、2年連続で男性を上回った。また、平成18年3月卒業予定者の就職内定率（平成18年2月1日現在）は82.6%で、女性が84.0%、男性が87.3%と、女性の方が3.3%ポイント低くなっている（付表32）。

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

3 労働市場の状況

(3) 新規学卒者の就職状況

2) 女性の新規学卒就職者に占める大卒者の割合はさらに上昇し

49.3%

文部科学省「学校基本調査」（平成17年度）により女性の新規学卒者に占める就職者割合を学歴別にみると、女性の大学進学率の上昇に伴い大卒者の割合が年々上昇しており、49.3%となった。次いで、高卒者29.3%、短大卒者20.6%と続く。短大卒者の割合は平成7年度をピークとして年々低下している（付表33-2、36）。

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

3 労働市場の状況

(3) 新規学卒者の就職状況

3) 高卒女性の就職者割合は引き続き低い水準で推移

平成17年3月の女性の高卒者数は、59万5,264人（前年比2.8%減）で、うち就職者は8万8,706人（同1.8%減）、就職者割合は14.9%（同0.2%ポイント上昇）であった。就職者を産業別にみると、「製造業」が27.4%、「卸売・小売業」が21.1%、「サービス業（他に分類されないもの）」が14.3%と、この3産業で全体の62.8%を占めている（付表33-1、33-3、34-1）。

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

3 労働市場の状況

(3) 新規学卒者の就職状況

4) 短大卒女性の「医療,福祉」への就職者割合は引き続き高い水準

平成17年3月の女性の短大卒者数は、9万3,167人（前年比7.3%減）で、うち就職者数は6万2,239人（同2.1%減）となった。就職者割合は66.8%となり、前年と比べて3.6%ポイント上昇した。就職者の割合を産業別にみると、「医療,福祉」が40.6%と最も高く（前年差0.1%ポイント減）、次いで「卸売・小売業」13.8%(前年と同じ)、「教育,学習支援業」13.8%（同0.3%ポイント増）の順になっている（付表33-1、33-3、34-2）。

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

3 労働市場の状況

(3) 新規学卒者の就職状況

5) 大卒者の事務従事者への就職者割合は男女とも引き続き低下

平成17年3月の女性の大学卒業者数は、23万2,569人（前年比3.0%増）であった。このうち就職者数は14万8,991人（同10.4%増）、就職者割合は64.1%と、前年（59.7%）に比べ4.4%ポイント上昇した。一方、男性の大卒者数は、31万8,447人（同1.4%減）であった。このうち就職者数は18万134人（同5.0%増）、就職者割合は56.6%と、前年に比べ3.5%ポイント上昇した。卒業者数から進学者数を除いた就職者割合では女性が72.2%（前年67.4%）、男性が69.7%（同65.0%）と、4年連続して女性が男性を上回っている（付表33-1、33-3）。女性の就職者割合を産業別にみると、「卸売・小売業」が17.4%と最も高く、次いで「医療、福祉」14.8%、「サービス業（他に分類されないもの）」13.4%、「製造業」11.7%の順になっている（付表34-3）。職業別にみると、「事務従事者」が40.2%（前年40.6%）と最も多く、「専門的・技術的職業従事者」が31.8%（同32.9%）、「販売従事者」が18.9%（同17.9%）と続いており、「事務従事者」の割合は、平成6年3月卒業者をピークとして低下傾向にある。（付表35）。

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

4 労働条件等の状況

(1) 賃金

1) 一般労働者の所定内給与額の男女間賃金格差は65.9

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によると、平成17年6月の短時間労働者を除く女性一般労働者（平均年齢38.7歳、平均勤続年数8.7年）のきまって支給する現金給与額は、23万9,000円（前年比1.1%減）、うち所定内給与額は22万2,500円（同1.4%減）であり、ともに前年より減少した。

一方、男性一般労働者（平均年齢41.6歳、平均勤続年数13.4年）のきまって支給する現金給与額は、37万2,100円（前年比1.2%増）、うち所定内給与額は33万7,800円（同1.2%増）であり、所定内給与額は4年ぶりに前年を上回った。

男女間の賃金格差（男性＝100.0とする女性の給与額）は、きまって支給する現金給与額で64.2、所定内給与額で65.9となった（図表1-13、1-14、付表42）。

図表1-13 一般労働者の賃金実態

図表1-13 一般労働者の賃金実態

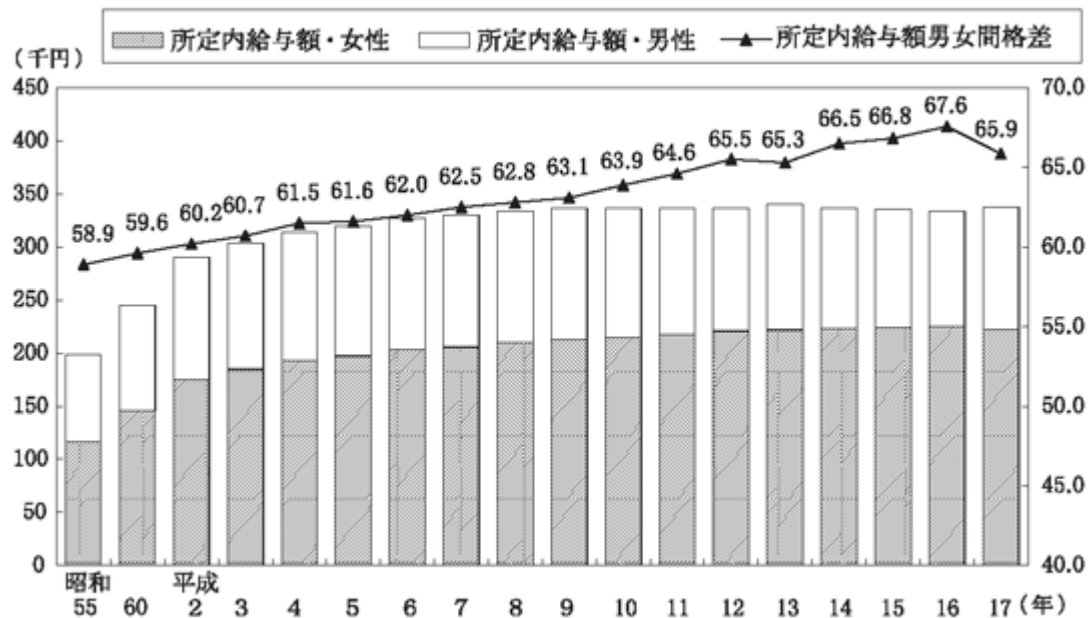
	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	きまって支給する 現金給与額 (千円)	所定内 給与額 (千円)	年間賞与その他の 特別給与額 (千円)
総数	40.7(40.4)	12.0(12.1)	330.8(330.2)	302.0(301.6)	905.2(891.6)
女性	38.7(38.3)	8.7(9.0)	239.0(241.7)	222.5(225.6)	566.4(601.8)
男性	41.6(41.3)	13.4(13.4)	372.1(367.7)	337.8(333.9)	1,057.8(1,014.6)

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成17年）

(注) () 内は前年の数値である。

図表1-14 所定内給与額と男女間賃金格差の推移

図表 1-14 所定内給与額と男女間賃金格差の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

4 労働条件等の状況

(1) 賃金

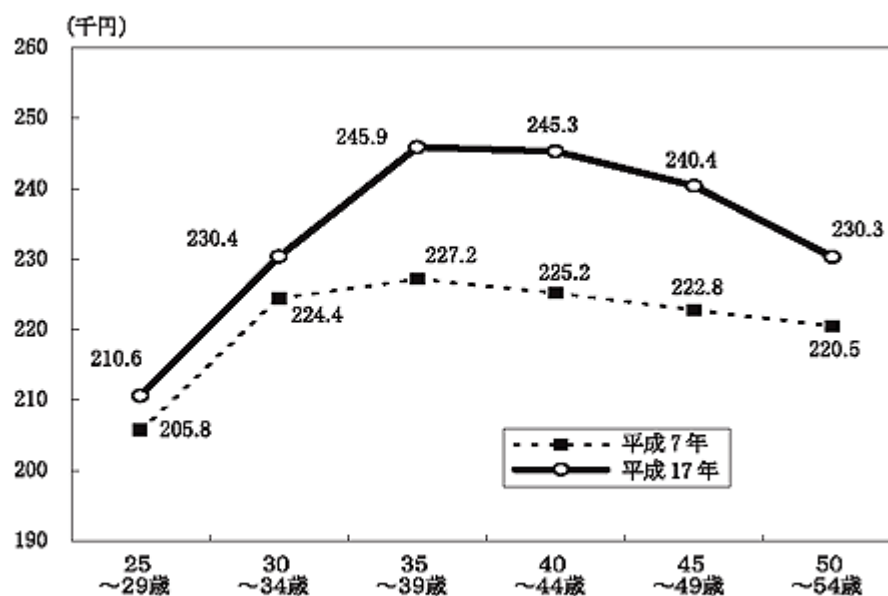
2) 女性一般労働者の賃金は35～39歳層がピーク

女性一般労働者の賃金（所定内給与額）を年齢階級別にみると、17歳以下の12万2,100円から年齢とともに緩やかに上昇し、35～39歳層の24万5,900円をピークとして40歳以上で下降している。さらに、10年前（平成7年）の25～54歳の各年齢層の賃金と比べると、35歳以降の年齢層について大きく上昇している。

男女労働者それぞれの賃金の年齢間格差（20～24歳層＝100.0として算出）をみると、女性の賃金のピークは35～39歳層（132.8）であるのに対し、男性では50～54歳層（212.0）まで年齢とともに賃金の上昇が続き上昇幅も大きい（付表43、図表1－15）。

図表1－15 年齢階級別賃金（所定内給与額）の推移

図表1－15 女性の年齢階級別賃金（所定内給与額）の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

4 労働条件等の状況

(1) 賃金

3) 男女間賃金格差は企業規模が大きいほど大きい

女性の賃金（所定内給与額）を企業規模別にみると、「10～99人」規模で20万1,600円（男性29万1,300円）、「1,000人以上」規模では25万100円（同39万9,500円）と企業規模が大きくなるほど賃金は高くなっているが、男女間賃金格差はそれぞれ69.2、62.6と規模が大きいほど大きい。

これを年齢階級別にみると、女性は「10～99人」規模では35～39歳層が、「100～999人」規模では40～44歳層が、「1,000人以上」規模では45～49歳層がピークとなっている。一方、男性はすべての企業規模で50～54歳層がピークとなっている（付表45）。

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

4 労働条件等の状況

(1) 賃金

4) 高卒、高専・短大卒、大卒技術系で初任給の男女間格差が縮小

新規学卒就職者（平成17年3月卒）の初任給の平均は、女性では高卒で14万8,000円（前年比0.5%増）、高専・短大卒で16万4,200円（前年同）、大卒事務系で18万7,400円（同0.6%減）、大卒技術系で19万5,500円（同1.8%増）であり、高卒、大学技術系の初任給が増加した。また、男性については高卒で15万5,700円（同0.3%減）、高専・短大卒で17万300円（同0.2%減）、大卒事務系で19万6,300円（同0.6%減）、大卒技術系で19万7,100円（同1.2%減）であった。

初任給についての男女間賃金格差（男性=100.0として算出）をみると、高卒で95.1（同0.8ポイント上昇）、高専・短大卒で96.4（同0.2ポイント上昇）、大卒事務系で95.5（前年同）、大卒技術系で99.2（同2.9ポイント上昇）となっており、格差は縮小傾向にある（付表46）。

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

4 労働条件等の状況

(2) 労働時間

厚生労働省「毎月勤労統計調査」から、平成17年の常用労働者（事業所規模5人以上）の1人平均月間総実労働時間及び所定内、所定外労働時間についてみると、女性の常用労働者1人平均月間総実労働時間は130.9時間（前年差0.9時間減）、うち所定内労働時間は125.6時間（同1.1時間減）、所定外労働時間は5.3時間（同0.2時間増）であった。

平均月間出勤日数（事業所規模5人以上）をみると、女性で18.7日（前年差0.2日減）、男性では20.0日（同0.2日減）であった（付表47）。

産業別に女性の常用労働者1人平均月間労働時間をみると、総実労働時間では「建設業」（148.7時間）が最も長く、次いで「鉱業」（148.3時間）、「情報通信業」（147.8時間）、「製造業」（147.0時間）と続き、パートタイム労働者の占める割合が高い「飲食店、宿泊業」（100.7時間）が最も短くなっている。所定内労働時間でも「建設業」（144.9時間）が最も長く、「鉱業」（143.7時間）、「不動産業」（140.4時間）の順となっている（付表48）。

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

4 労働条件等の状況

(3) 勤労者世帯の家計

1) 核家族共働き世帯の妻の勤め先収入は3.4%増

総務省統計局「家計調査」によると、平成17年の勤労者世帯1世帯当たりの1ヵ月の平均実収入は52万2,629円で、前年に比べ、1.4%の低下となった。この実収入の内訳をみると、世帯主収入は42万5,450円（前年比2.6%減）で2年ぶりに減少した（付表91）。

また、核家族世帯について、1ヵ月の平均実収入を共働き世帯と世帯主のみ働いている世帯で比較してみると、共働き世帯の実収入は1世帯あたり1ヵ月61万140円（前年比0.5%減）、世帯主のみ働いている世帯は48万3,284円（同0.8%減）となっており、共働き世帯は世帯主のみ働いている世帯を12万6,856円上回っている。

なお、核家族共働き世帯の世帯主の勤め先収入は43万3,632円、世帯主のみ働いている世帯は45万5,368円で、共働き世帯を2万1,736円上回っている。

一方、核家族共働き世帯の妻の勤め先収入は15万7,580円（同3.4%増）で、実収入に占める妻の勤め先収入の割合は25.8%である（付表92）。

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

4 労働条件等の状況

(3) 勤労者世帯の家計

2) 消費支出は2年ぶりに減少

「家計調査」によると、平成17年の勤労者世帯1世帯当たり1ヵ月の消費支出は32万8,649円（同0.7%減）となり、2年ぶりに減少した（付表91）。

消費支出の構成比を核家族共働き世帯（消費支出34万8,507円）と世帯主のみ働いている核家族世帯（同31万1,449円）で比較してみると、共働き世帯の方が「教育」、「その他の消費支出」のうちの「仕送り金」について、比較的高くなっており、逆に低くなっているのは、「食料」「住居」等であった（付表92）。

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

4 労働条件等の状況

(4) 雇用管理等

女性の職場進出が進み、妊娠中及び出産後も働き続ける女性が増加するとともに、少子化が進展する中で、職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる条件を整備することは重要な課題となっている。

平成9年に男女雇用機会均等法が改正され、それまで事業主の努力義務であった母性健康管理措置が義務化されるとともに、労働基準法においては、多胎妊娠の場合の産前休業が10週間から14週間に延長され、いずれも平成10年4月から施行されている。

平成16年に実施した「女性雇用管理基本調査」結果により、改正法施行後の母性健康管理措置の実施状況を概観する。

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

4 労働条件等の状況

(4) 雇用管理等

1) 労働基準法に基づく母性保護制度等の規定状況

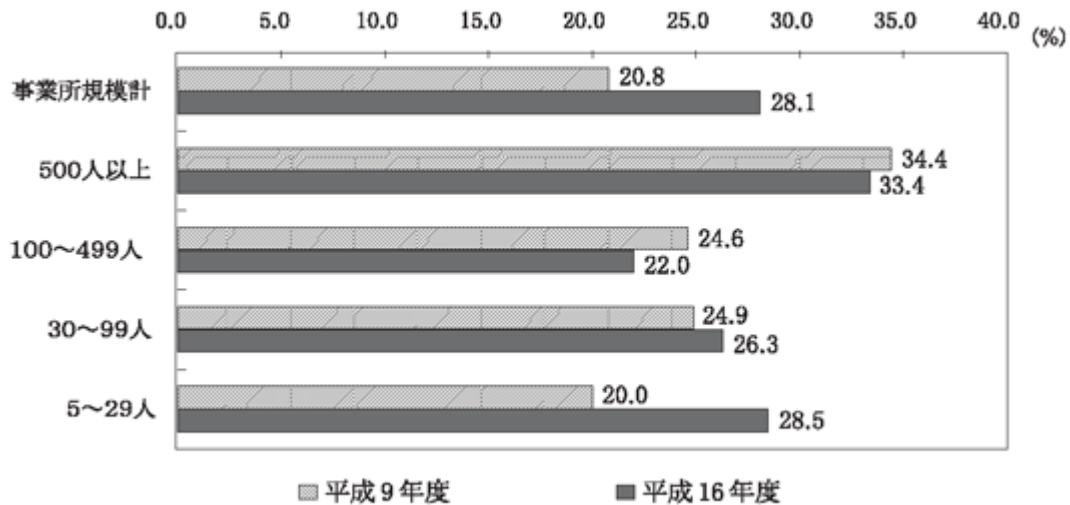
(産前産後休業)

産前産後休業期間については、単胎妊娠の場合は「法定どおり」（産前6週間産後8週間）とする事業所は95.7%（前回調査平成9年度 82.6%）、「法律を上回る規定あり」とする事業所は4.0%（同4.5%）となっている。一方、多胎妊娠の場合は「法定どおり」（産前14週間産後8週間）が97.7%（同86.7%）、「法律を上回る規定あり」が2.0%（同1.3%）となっている。

また、休業中の賃金を「有給」とする事業所は28.1%と前回調査の20.8%に比べ上昇したが（図表1-16）、そのうち「全期間100%支給」とする事業所は52.8%（同64.0%）となっている。

図表 1-16 産前産後休業期間中の賃金支給あり事業所割合

図表 1-16 産前産後休業期間中の賃金支給あり事業所割合



資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成16年度）

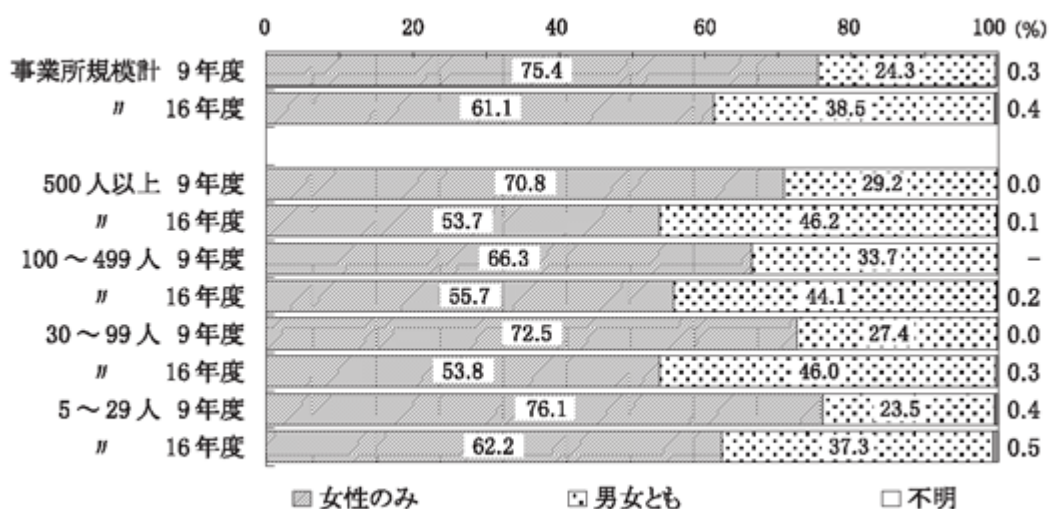
(育児時間)

育児時間を「女性のみが請求できる」事業所は61.1%（平成9年度75.4%）で、「男女とも請求できる」事業所は38.5%（同24.3%）と男女とも請求できる事業所割合が上昇している（図表1-17）。

また、育児時間中の賃金を「有給」とする事業所は40.2%（同33.1%）で、前回調査と比べ上昇している。

図表1-17 育児時間の適用範囲の内訳別事業所割合

図表1-17 育児時間の適用範囲の内訳別事業所割合



資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成16年度）

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

4 労働条件等の状況

(4) 雇用管理等

2) 労働基準法に基づく母性保護制度等の利用状況

(産後休業取得者の配置状況)

「出産者あり」とした事業所のうち、「産後休業後直ちに復帰した女性労働者があった」事業所は24.3%であり、そのうち、その女性労働者を「原職」に配置した事業所は98.4%、「原職相当職」に配置した事業所は0.6%、「原職又は原職相当職以外」に配置した事業所は1.0%であった。

また、産後休業を取得した女性労働者の割合で見ると、産後休業後直ちに復帰した女性労働者は18.2%であり、そのうち、「原職」に復帰した女性労働者は96.8%、「原職相当職」に復帰した女性労働者は1.8%と両者で大半を占めている。

(育児時間の請求)

出産後も引き続き勤務している女性労働者のいた事業所のうち、育児時間の請求者のあった事業所は12.3%、出産後も引き続き勤務している者のうち、育児時間を請求した者の割合は10.8%であった。

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

4 労働条件等の状況

(4) 雇用管理等

3) 男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置の規定状況及び利用状況

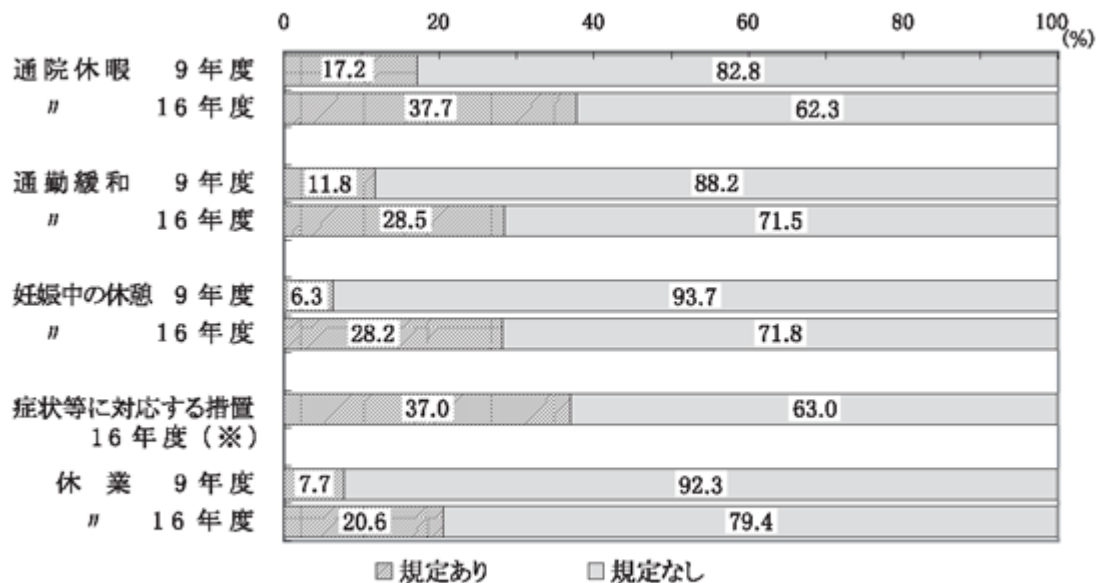
(母性健康管理措置の規定状況)

母性健康管理措置のうち、「妊産婦の通院休暇制度」、「妊娠中の通勤緩和の措置」について「規定あり」とする事業所はそれぞれ37.7%（平成9年度17.2%）、28.5%（同11.8%）といずれも前回調査と比べ大きく上昇している。

また、「妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置」は37.0%であったが、このうち、「妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置」の規定内容としては、「勤務時間の短縮」は70.8%、「休業」は55.7%であり、それぞれ全体の事業所割合では26.2%、20.6%となる。ちなみに前回調査において「休業」制度ありとした事業所は7.7%であった。（図表1-18）

図表1-18 男女雇用機会均等法に基づく措置等の規定状況

図表 1-18 男女雇用機会均等法に基づく措置等の規定状況



(※)「症状に対応する措置」について平成9年度は調査していない。

資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成16年度)

(母性健康管理措置の利用状況)

妊産婦のいた事業所のうち、母性健康管理措置について請求者のあった事業所割合をみると、「妊産婦の通院休暇制度」については15.3%（平成9年度4.8%）、「妊娠中の通勤緩和の措置」は3.9%（同4.6%）と、通院休暇制度の請求者があったとする事業所割合が大きく上昇している。

また、「妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置」のうち「作業の制限」について請求者があった事業所割合は5.8%、「勤務時間の短縮」は10.1%、「休業」は6.6%であった。さらに、これらについて妊産婦のうちの請求者割合をみると、「妊産婦の通院休暇制度」については12.7%（平成9年度9.2%）、「妊娠中の通勤緩和の措置」は3.1%（同3.8%）であり、「妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置」のうち、「作業の制限」は6.0%、「勤務時間の短縮」は8.3%、「休業」は5.9%であった。

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

4 労働条件等の状況

(4) 雇用管理等

4) 産前産後休業の取得等による不就業期間の取扱い

(産前産後休業)

「昇進・昇格の決定」「昇給の決定」「退職金の算定」（退職金制度がある事業所のみ）について休業による不就業期間の取扱いを「特に決めていない」とする事業所割合はそれぞれ51.9%、50.2%、46.4%と約半数を占めている。労働者の出勤状況を「考慮している」事業所割合はそれぞれ32.0%、34.4%、38.9%といずれも約3割であるが、そのうち「不就業期間を就業したものとみなす」事業所はそれぞれ51.2%、51.7%、52.9%と最も多い。この他、「出勤状況を考慮していない」とする事業所はそれぞれ15.9%、15.2%、14.6%となっている。

(妊娠中及び出産後の症状等に対応する休業)

同じく「昇進・昇格の決定」「昇給の決定」「退職金の算定」（退職金制度がある事業所のみ）について休業による不就業期間の取扱いを「特に決めていない」とする事業所割合はそれぞれ55.8%、54.9%、51.2%と産前産後休業よりも多くなっている。労働者の出勤状況を「考慮している」事業所割合はそれぞれ28.0%、29.6%、34.0%と約3割であるが、そのうち「不就業期間を就業したものとみなす」事業所はそれぞれ42.8%、41.3%、46.1%と最も多いものの産前産後休業に比べ低くなっている。この他、「出勤状況を考慮していない」とする事業所はそれぞれ15.9%、15.2%、14.6%となっている。

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

5 短時間労働者の状況

(1) 短時間労働者の労働市場

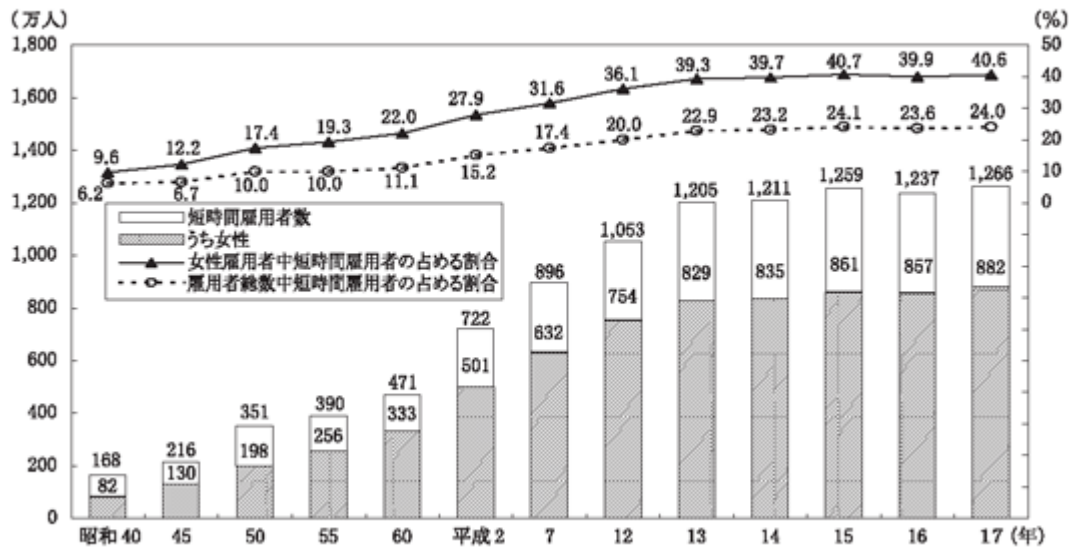
1) 女性雇用者に占める短時間雇用者の割合は2年ぶりに上昇し40.6%

総務省統計局「労働力調査」によると、週間就業時間が35時間未満の非農林業の短時間雇用者（以下「短時間雇用者」という。）は、平成17年には1,266万人（男女計）、前年差29万人の増（前年比2.3%増）となった。非農林業雇用者総数（休業者を除く）に占める短時間雇用者の割合は2年ぶりに上昇し、24.0%であった。

平成17年の女性の非農林業雇用者2,171万人（休業者を除く）のうち、短時間雇用者数は882万人（前年差25万人増）、週間就業時間35時間以上は1,284万人（同1万人減）で、短時間雇用者割合は2年ぶりに上昇し、40.6%であった。また、平成17年の短時間雇用者数に占める女性の割合は69.7%と前年に比べ0.4%ポイント上昇した（図表1-19、付表73）。

図表 1-19 短時間雇用者（週間就業時間35時間未満の者）数及び構成比の推移—非農林業—

図表 1-19 短時間雇用者（週間就業時間 35 時間未満の者）数及び構成比の推移—非農林業—



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

5 短時間労働者の状況

(1) 短時間労働者の労働市場

2) 新規求職者数、新規求人数は引き続き増加傾向

厚生労働省「職業安定業務統計」により、平成17年のパートタイム労働者の求人・求職状況をみると、新規求人数は、月平均26万463人で、前年に比べ1万7,360人増（前年比7.1%増）となった。新規求職者数（男女計）は、月平均13万2,574人であり、同9,655人の増加（同7.9%増）となった。新規求人倍率は1.96倍で前年の1.98倍から0.02ポイント低下した。また、有効求人倍率は1.36倍となり、前年（1.47倍）より0.11ポイント低下している（付表76）。

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

5 短時間労働者の状況

(1) 短時間労働者の労働市場

3) 女性パートタイム労働者の労働移動は引き続き活発

厚生労働省「雇用動向調査」により、平成16年の労働市場における女性パートタイム労働者の動きをみると、入職者数は170万4,800人（前年比4.6%増）、離職者数は167万900人（同1.3%増）となった。また、入職率（在籍者に対する入職者の割合）と離職率（在籍者に対する離職者の割合）をみると、入職率は24.0%（前年25.7%）、離職率は23.5%（同26.0%）といずれも前年に比べ低下した（付表27）。

また、パートタイム労働者の職歴別入職者の状況をみると、入職者に占める一般未就業者（当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者で新規学卒者以外の者）の割合は35.1%（同41.6%）であり、転職入職者（当該事業所に入職する前1年間に就業経験のある者）の割合は59.7%（同50.5%）と、一般未就業者からの入職者割合は低下したものの、転職入職者割合は上昇した（付表29）。

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

5 短時間労働者の状況

(2) 短時間労働者の就業状況

1) 短時間雇用者数は全ての規模で増加

総務省統計局「労働力調査」により平成17年の女性の短時間雇用者数を産業別（非農林業）にみると、「卸売・小売業」が240万人で最も多く（女性の短時間雇用者総数に占める割合は27.2%）、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」が137万人（同15.5%）、「医療、福祉」が136万人（同15.4%）、「製造業」が102万人（同11.6%）となっており、これら4産業で69.7%を占めている（付表74）。

企業規模別に女性の短時間雇用者数をみると、「1～29人」規模が331万人で最も多く、女性の短時間雇用者全体の37.5%を占め、次いで、「500人以上」規模が187万人で21.2%となっている。前年と比較すると、女性の短時間雇用者数は全ての企業規模において増加している（付表75）。

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

5 短時間労働者の状況

(2) 短時間労働者の就業状況

2) 女性短時間労働者の平均勤続年数は5.0年

平成17年「賃金構造基本統計調査」によると、女性短時間労働者の平均勤続年数は5.0年であり、前年から0.1年減少した。産業別では、「製造業」が6.7年と前年同様最も長い。（付表78）。

女性短時間労働者の1日当たり所定内実労働時間は5.2時間で0.3時間減少し、実労働日数は17.9日と前年より1.1日減少した。（付表79）。

平成17年版 働く女性の実情

1 働く女性の状況

5 短時間労働者の状況

(2) 短時間労働者の就業状況

3) 一般労働者と短時間労働者の賃金格差は69.0

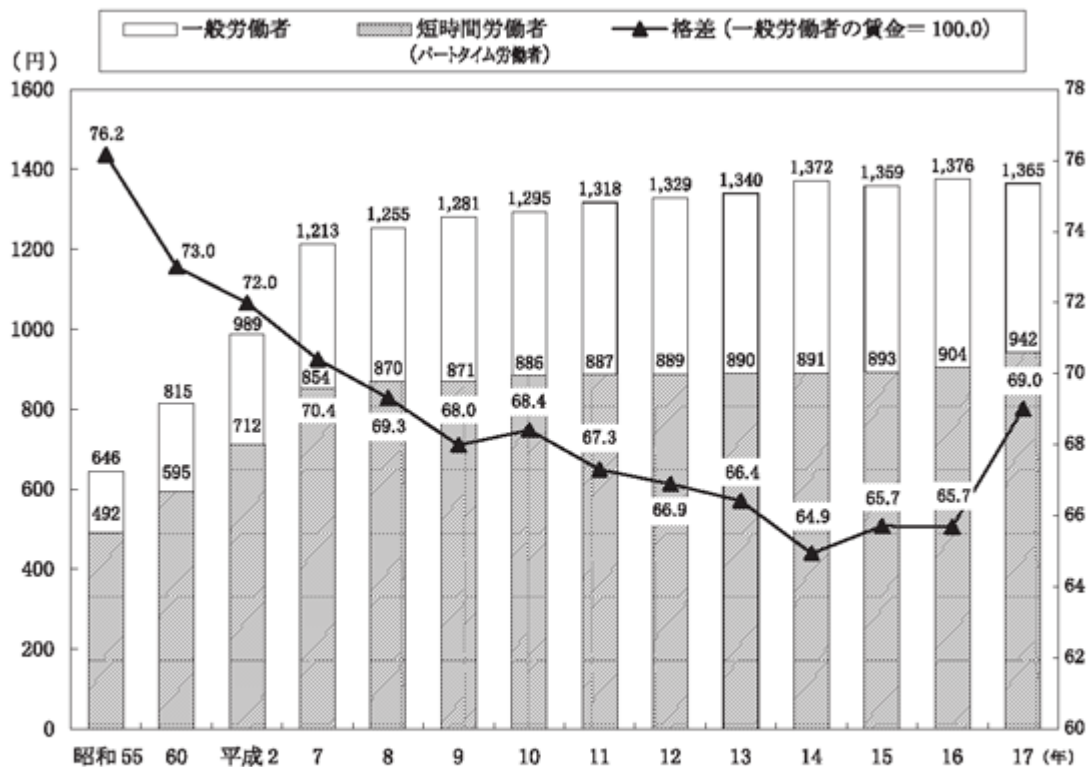
平成17年「賃金構造基本統計調査」により女性短時間労働者の賃金をみると、1時間当たりの所定内給与額は942円で、前年に比べ38円増加している（付表80）。

平成17年の一般労働者の所定内給与額を時給換算したものを100.0とした場合、短時間労働者は53.2であるが、これを女性労働者についてみると、女性短時間労働者と女性一般労働者との賃金格差は69.0で前年より3.3ポイント上昇し格差が縮小した（図表1-20）。

女性短時間労働者に支給された年間賞与その他特別給与額は、3万3,700円と、前年より7,800円低下し、平成4年をピークに13年連続で低下している（付表81）。

図表1-20 女性短時間労働者と女性一般労働者の賃金格差の推移

図表1-20 女性短時間労働者と女性一般労働者の賃金格差の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 一般労働者の1時間当たりの所定内給与額は次の式により算出した。

1時間当たりの所定内給与額 = 所定内給与額 ÷ 所定内実労働時間数

注) 2 平成16年調査までは「短時間労働者」を「パートタイム労働者」と表記していた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

平成17年版 働く女性の実情

I 働く女性の状況

6 家内労働者の就業状況

1) 家内労働者数は引き続き減少

厚生労働省「家内労働概況調査」によると、平成17年の家内労働者数は、20万7,142人で、前年に比べ9,182人（前年比4.2%減）の減少となった。

男女別にみると、女性は18万8,384人、男性は1万8,758人であり、前年と比較すると、女性は9,121人（同4.6%減）、男性は61人（同0.3%減）の減少となっている。

類型別にみると、主婦や高齢者等世帯主以外の家族であって、世帯の本業とは別に家計の補助のため家内労働に従事する「内職的家内労働者」は19万3,778人（家内労働者総数に占める割合93.6%）、家内労働をその世帯の本業とする世帯主であって、単独で又は家族とともにこれに従事する「専業的家内労働者」は1万813人（同5.2%）、他に本業を有する世帯主であって、本業の合間に単独で又は家族とともに家内労働に従事する「副業的家内労働者」は2,551人（同1.2%）となっており、女性の内職的家内労働者が大多数を占めている（付表83）。

家内労働者数は、昭和49年の景気後退を契機に大幅な減少に転じて以降、引き続き減少が続いているが、減少比率は3年連続で縮小している。

平成17年版 働く女性の実情

1 働く女性の状況

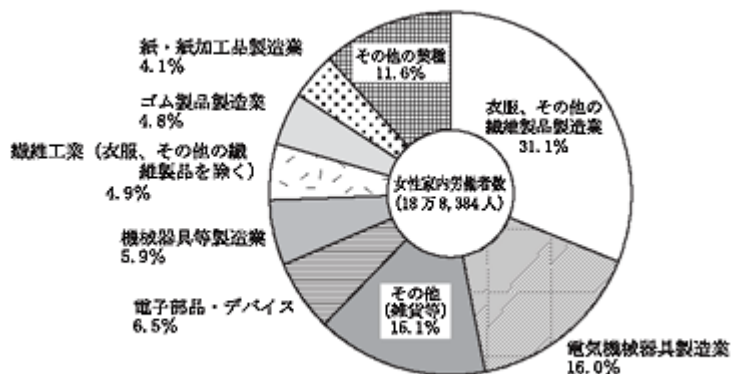
6 家内労働者の就業状況

2) 業種では、繊維関係が多い

平成17年における女性の家内労働者の従事する業種をみると、「衣服・その他の繊維製品」が5万8,524人（女性の家内労働者総数に占める割合31.1%）と最も多く、次いで「電気機械器具」が3万104人（同16.0%）、「その他（雑貨等）」が2万8,537人（同15.1%）となっており、これら3業種で女性の家内労働者全体の62.2%を占めている（図表1-21、付表84）。

図表1-21 業種別女性家内労働者の割合

図表1-21 業種別女性家内労働者の割合



資料出所：厚生労働省「家内労働概況調査」（平成17年）